

柳川市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和4年10月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹

令和4年度財政援助団体監査報告

第1 監査の対象団体及び所管部署

団体名 柳川市消防団

所管部署 消防本部総務課

第2 監査の期間

令和4年8月1日から令和4年9月29日まで

第3 監査の目的及び方法

監査は、柳川市監査規程に準拠し、令和3年度の当該財政援助団体の出納その他事務の執行が適切かつ効率的に行われているか、所管部署の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかを観点とし、関係書類等の提出を求め、また、事情聴取を行い実施した。

第4 監査を実施した監査委員名

中村 秀 樹（識見監査委員）

矢ヶ部 広 巳（議選監査委員）

矢ヶ部広巳議選監査委員は令和4年10月20日をもって任期満了。

第5 監査対象団体の概要

1 補助金等の名称

柳川市消防団分団運営交付金

2 令和3年度交付金額

1,890,000円

3 団体の目的等

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。（消防組織法（以下「法」という。）第1条）

4 組織及び団員

(1) 組織

消防団は、その消防事務を処理するため市町村に設置され、本部及び20の分団から構成されており団員の定員は723人となっている。（法第9条及び柳川市消防団条例（以下「条例」という。）第3条）

(2) 団員

消防団は、本部に団長、副団長、部長、班長、団員を、分団に分団長、副分団長、部長、班長、団員が置かれている。（柳川市消防団規則（以下「団規則」という。）第2条及び第3条）

- ア 団長 1人
- イ 副団長 3人
- ウ 分団長 20人
- エ 副分団長 25人
- オ 部長 41人
- カ 班長 146人
- キ 団員 487人

5 事業の概要

(1) 財政状況

令和3年度の消防団本部及び分団の分団運営費決算は下表のとおりである。収入済額は1,890,000円、支出済額も同額のため、次年度への繰越はない。

※下表は、本部の収支内容であるが分団も同様である。(実績報告書より抜粋)

○経費の配分及び負担区分 (単位:円)

区 分	総事業費	負 担 区 分		備 考
		市補助金	負担金その他	
	90,000	90,000	0	

○収支決算

① 収入の部

(単位:円)

区 分 科 目	3年度決算額	3年度予算額	備 考
市 補 助 金	90,000	90,000	
利 息	0	0	
計	90,000	90,000	

② 支出の部

(単位:円)

区 分 科 目	3年度決算額	3年度予算額	備 考
分 団 運 営 費	90,000	90,000	
慶 弔 費	0	0	
事 務 費	0	0	
そ の 他 経 費	0	0	
次年度繰越金	0	0	
計	90,000	90,000	

全団合計

収入 90,000円×21(本部+20分団) =1,890,000円

支出 90,000円×21(本部+20分団) =1,890,000円

(2) 事業実績

柳川市消防団の活動については、法及び条例及び団規則に基づき整備され、その任務は団規則第10条から第14条に規定されている。

分団運営交付金についての規約等はなく、補助金交付に係る事務処理は、柳川市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）に基づいて処理されている。

柳川市消防団規則（抜粋）

（消火、水防等の活動）

第10条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最少限度に止めて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

第11条 消防団が水火災その他の災害現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 団員は、団長の指揮の下に行動しなければならないこと。
- (2) 団長は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動しなければならないこと。
- (3) 団長は、水防管理者の所轄の下に行動しなければならないこと。
- (4) 消防作業は、真摯に行わなければならないこと。
- (5) 放水口数は、最大限度に使用し消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び濡損を最少限度に止めなければならないこと。
- (6) 分団は、相互に連絡協調しなければならないこと。

第12条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長又は消防署長に報告するとともに警察職員又は検屍員が到着するまで現場を保存しなければならない。

第13条 放火の疑いのある場合は、責任者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防長に通報しなければならないこと。
- (2) 現場保存に努めなければならないこと。
- (3) 事件は慎重に取り扱うとともにみだりに外部に漏らしてはならない。

（教養及び訓練）

第14条 団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的このための訓練を行わなければならない。

第6 監査の結果

監査の結果、次のとおり是正を要する事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査委員による事情徴取の際に、口頭により注意、改善を促したので、記述を省略する。

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 分団への交付金について、委任状の提出はあるものの個人口座へ振り込まれており不適切である。
- イ 交付規則の規定に基づく、収支に係る書類が作成されていない。
- ウ 出納関係の通帳において、対象年度内に支出がないにもかかわらず、実績報告書では支出の報告をしているものがある。
- エ 物品購入に伴い付与された購入店のポイント分を控除せず補助金を算定し、実質的に要した補助対象経費以上の補助金が交付されているものがある。

【注意事項】

- ア 交付申請書に下記のものがある。
 - ・交付要望時期の日付が全件空欄になっている。
 - ・訂正箇所には訂正印の押印がない。
- イ 実績報告書に下記のものがある。
 - ・文書番号の冠記を誤っている。(誤：柳消団、正：柳消総)
 - ・住所の記載がない。
 - ・日付が消せるペンで書かれている。
- ウ 実績報告書添付の証拠書類（領収書）について、宛名や但し書きの記入がないものがある。

【要望・意見】

消防団は、消防組織法第9条および市消防団条例に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関であり、その団員は本業を持ちながら、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から駆けつけ、消火活動・救助活動を行っている。また、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている。

消防団に係る事務は消防本部総務課で行われているが、分団運営交付金について不適切な処理が随所に見受けられた。その本交付金についての規約等はなく、補助金交付に係る事務処理は、市の交付規則に基づき処理されているが、現地調査等はなされていない。

補助金交付にあたっては、公益性、必要性、妥当性及び効果を詳細に調査・確認する旨、財政課から通知されているが、交付申請書及び実績報告書の審査は提出された書類により確認されているものの、出納関係の通帳に支出がないにもかかわらず、実績報告書では支出報告がなされている等、適切な審査・調査とは言いがたく、規則等の制定を含め、本補

助金交付に対する抜本的な見直しが求められる。

本市の消防団は、本部と 20 の分団で構成され定員より若干少ない 710 人で組織されているものの、若年層の団員が少なくその確保は今後の大きな課題であると思われるが、日々市民が安全で安心して生活できることに敬意を表しつつも、補助金等の支出にあたっては、市民の貴重な税金により賄われている公金であることを再度肝に銘じ、適正な事務処理に向け積極的に取り組まれるよう切望するものである。